

2011年2月19 日常任理事会承認
2026年2月3 日常任理事会一部改定

大会の発表等に関する内規

1. 大会において口頭発表、ポスター発表、共同企画を希望する正会員・学生会員・特別会員は、筆頭発表者（代表者）／連名発表者にかかわらず、5月末日以前に当該年度までの会費を納入しなければならない。あわせて、所定の期日までに、代表者による発表申込、および、発表者全員（非会員の連名発表者を含む）による大会参加費の納入を完了しておかなくてはならない。
2. 口頭発表は「大会プログラムへの要旨の掲載」「所定の時間での発表」「個別討論への参加」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。
3. ポスター発表は「大会プログラムへの要旨の掲載」「ポスターの掲示」「個別討論への参加」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。ポスターは所定の時間に所定の場所に掲示し、発表者は「責任在席時間（発表説明責任時間）」に自分のポスター掲示場所に在席しなければならない。なお、責任在席時間、ポスターのサイズ、掲示時間と掲示方法、動画や音声の使用等に関しては、大会実行委員会が別に定めるところに従う。
4. 共同企画は「大会プログラムへの要旨の掲載」「所定の時間での発表」「討論への参加」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。
5. 同一大会において口頭発表、ポスター発表の筆頭発表者（代表者）となれるのはいずれか1件のみとする。共同企画で筆頭発表者となれるのも1件のみとする。なお、筆頭／連名にかかわらず、1人が発表できる件数は口頭発表とポスター発表、および共同企画、大会実行委員会企画、常任理事会企画を含むすべての形態において、原則として2件を上限とする。
6. 口頭発表、ポスター発表、共同企画のいずれの場合も、筆頭／連名、会員／非会員にかかわらず、発表会場に同席し、その場での討論に参加する。発表者とは、発表会場に同席し、その場の討論に参加する者を指す。
7. 口頭発表、ポスター発表の場合、1名を上限として非会員が連名発表者になることができる。ただし、非会員の連名発表者も当日臨時会員となって発表会場に同席することが求められる。

8. 共同企画における発表者は、代表者を含む2名以上が正会員・学生会員・名誉会員・特別会員であることとする。このほかに、複数の非会員が連名発表者となることができる。ただし、非会員の連名発表者も当日臨時会員となって発表会場に同席することが求められる。
9. 研究発表の内容は、大会発表時に未発表の研究でなければならない。
10. 発表に使用する言語は、日本語または英語とする。
11. 発表タイトル及び内容は、大会プログラムに掲載した要旨と同一のものでなければならぬ。申し込み後の変更は一切認められない。
12. 当日無断で欠席した場合、「発表取り消し」となる。事前に欠席を届け出た場合は「発表取り下げ」となる。なお、本内規に違反した場合も「発表取り消し」となることがある。
13. 筆頭発表者がやむをえない理由で発表ができなくなった場合、事前に学会本部の承認を得て連名発表者(他の発表で筆頭発表者となっていない者)が筆頭発表者となることができる。事前の届け出がない場合や連名発表者が応募件数制限を越える場合、学会本部の承認がない場合は、発表は無効となる。
14. プロジェクト研究における発表者は、常任理事会が決定する。なお、発表者の会員資格は問わないものとし、非会員の場合は大会参加費納入の義務を負わない。
15. 大会実行委員会企画における発表者（講演者、パネリスト、ワークショップ指導者等を含む）は、大会実行委員会が提案し、常任理事会の承認を得る。なお、発表者の会員資格は問わないものとし、非会員の場合は大会参加費納入の義務を負わない。
16. 大会参加費は、名誉会員、賛助会員、14 および 15 に該当する非会員を除き、すべての大会参加者が納入する。院生フォーラムの参観のみの場合も同様である。なお、金額は、会員／非会員、前納／当日納入の別により、別途定める。

附則 この内規は、2026年2月3日から実施する。